

米国における B S E の発生について

2003.12.24(水)・米国農務省が米国ワシントン州において B S E に感染した牛 1 頭が確認された旨発表

- ・厚生労働省は当面の措置として安全が確認されるまでの間、米国産牛肉の輸入を停止し、我が国の輸入状況の調査を指示
- ・農林水産省は動物検疫上の措置として米国産牛肉等の輸入を一時停止

12.26(金)・英国獣医学研究所において陽性との確定診断。

- ・厚生労働省及び農林水産省は、正式に米国産牛肉等の輸入禁止等を決定
- ・厚生労働省は、既に輸入された特定部位等を含む食品等について回収等を指示。

12.29(月)・米国の B S E に関し米国側から説明を聴取する等のための日米会合を開催（農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会及び外務省が対応）

- ・政府（農林水産省、厚生労働省及び食品安全委員会）の調査チームの派遣を表明

12.30(火)・米国農務省は B S E 対策の追加的措置を発表

2004. 1. 8(木)・政府合同の調査チームを派遣

B S E に関する日米会合概要について

1 日 時 平成15年12月29日(月) 14:00～17:30

2 場 所 外務省飯倉別館・小会議室

3 出席者

(1) 米国側

- ・デービッド・ヘグウッド 農務長官特別顧問
- ・チャールズ・ランバート 農務省マーケティング担当次官補 他

(2) 日本側

- ・梅 津 準 士 食品安全委員会事務局長
- ・中 川 坦 農林水産省消費・安全局長
- ・遠 藤 明 厚生労働省食品安全部長
- ・佐々江 賢一郎 外務省経済局長 他

4 概 要

- (1) 米国側から、米国における B S E 発生をめぐる事実関係について、これまでの米国農務省 (U S D A) による公表に沿った説明があった。
- (2) 我が国から、今回の B S E 感染牛の由来等について更に詳しい情報及び米国における B S E 対策の現状について説明を求めた。
- (3) 米国側から、米国政府は今回の B S E 発生を受け B S E 対策の見直しを検討しており、近く公表予定であるとの説明を受けた。
- (4) 米国側から、近い将来牛肉の通常の貿易を再開するための条件について話し合う必要があるとの発言があったが、我が国からは、米国における B S E 発生状況等について十分な情報を求めているところであり、現時点では再開条件を議論するのは時期尚早であるとの考えを示し、具体的な議論は行われなかった。
- (5) 我が国から、米国の現状を確認するため調査団を1月5日の週にも派遣したいと要請したのに対し、米国から受け入れ可能との回答があった。

米国で公表された追加的な B S E 対策について

1 米国内における B S E 対策の主な追加的措置

(1) 歩行困難な牛の食用禁止、サーベイランス実施

(2) B S E 検査中の牛肉は B S E 陰性が確認されるまで流通禁止

(3) 特定危険部位の除去の義務化

- ・ 3 0 ヶ月齢を超える牛の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、脊柱、
脊髄、背側神経節
- ・ 全月齢の牛の回腸遠位部

(4) A M R (高圧で骨を破壊することなく肉を採取する方法) 肉の規制
強化

- ・ 3 0 ヶ月齢以上の牛の脊柱等の使用禁止

(5) 牛の個体識別制度の導入

2 米国の対策について検証するため、B S E に係る国際的な専門家を米国へ招聘する。

米国での B S E 発生に伴う海外調査について

1 目 的

米国での B S E 発生に伴い、米国における B S E の発生状況、米国及びカナダにおいて進められている調査状況等について確認するため、下記のとおり、専門家を派遣することとした。

2 調査日程

平成 1 6 年 1 月 8 日（木）～ 1 月 1 6 日（金）

3 出張者

農林水産省、厚生労働省及び食品安全委員会から計 5 名

4 主な調査場所（予定）

- ・米国農務省
- ・米国食品医薬品局
- ・米国・ワシントン州政府
- ・カナダ・アルバータ州政府 等